

■今後施行される主な法改正等（予定を含む）

2026.5.1現在
齋藤希実子社会保険労務士事務所

	施行月	項目	概要	根拠法・関連法
1	2025.10	教育訓練休暇給付金創設	・教育訓練休暇の取得時に基本手当相当の給付金支給	雇用保険法
2	2025.10	仕事と育児の両立支援	・3歳～小学校就学前まで子を養育する従業員を対象に、柔軟な働き方を実現する措置として[時差出勤、テレワーク、短時間勤務、保育施設の設置、養育両立支援休暇]の中から2つ以上の措置を導入 ・柔軟な働き方を実現する措置として導入した措置の個別の周知・意向確認 ・妊娠・出産申出時、子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する意向聴取・配慮	育児・介護休業法
3	2025.10	健康保険 被扶養者基準見直し	・19歳から22歳までの子どもの健康保険の被扶養者の年収要件を150万円に引上げ	健康保険法
4	2025.12	個人所得税の課税見直し	・基礎控除・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 ・扶養親族等の所得要件の改正	所得税法
5	2026.1	協会けんぽ 給付関係電子化	・被保険者からの給付関連の手続きの電子化	-
6	2026.4	子ども・子育て支援金徴収開始	・健康保険料と合わせた形で子ども・子育て支援金の徴収の開始	健康保険法
7	2026.4	男女間賃金差異・女性管理職比率の情報公表	・男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表を、従業員数301人以上から101人以上の企業へ拡大	女性活躍推進法
8	2026.4	被扶養者の認定基準の改正	・労働契約内容による年間収入での被扶養者の認定 年間収入予定が130万円未満であれば一時的な残業などは被扶養の認定から除外する	健康保険法
8	2026.4	在職老齢年金制度の見直し	・在職老齢年金制度の支給停止となる収入基準額を50万円から62万円に引上げ（2024度価格）	厚生年金保険法
9	2026.7	障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率を2.7%に引上げ	障害者雇用促進法
10	2026.10	就業調整抑制のための支援	・新たに社会保険に加入する一定の短時間労働者が負担する社会保険料を軽減できる特例的・時限的な経過措置の創設 ・特例により事業主が一旦負担した保険料相当額を制度的に支援	健康保険法 厚生年金保険法
11	2026.10	new カスハラ対策の義務化	・「顧客・取引先・施設利用者などから従業員に対して行われる不当な言動や過剰な要求」の定義を明確にし、対策、相談窓口の設置等措置	労働施策総合推進法
12	2026.10	new 就活セクハラ対策義務化	・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化	男女雇用機会均等法
13	2026.10	new 労働条件の明示事項の追加	・雇入れ時の労働条件の明示事項に「待遇の相違の内容等に関する説明を求めることができる」明示義務 罰金10万円以下の過料	パート・有期法
14	2026.10	new 同一労働同一賃金ガイドライン改正	・次の内容が新たに追加「賞与」「退職手当」「無事故手当」「家族手当」「住宅手当」「福利厚生施設」「病気休職」「夏季冬季休暇」「褒賞」	パート・有期法
	施行月	項目	概要	根拠法・関連法
15	2026.12	公益通報者の保護強化	・通報を理由とした解雇・懲戒処分等の決定に関与した関係者への罰則創設 ・通報を理由として解雇等を行った法人に、法人重課として罰則創設 ・通報者を特定しようとする行為の禁止（正当な理由がある場合を除く）	公益通報者保護法
16	2027.9	標準報酬月額上限額引上げ①	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額65万円→68万円に引上げ	厚生年金保険法
17	2027.10	社会保険 適用事業所拡大①	・従業員数36～50人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
18	～2028.6頃 まで	社会保険 賃金要件撤廃	・短時間労働者の社会保険加入基準である月額賃金8.8万円以上を廃止	健康保険法 厚生年金保険法
19	～2028.6頃 まで	ストレスチェック企業規模撤廃	・企業規模にかかわらず、ストレスチェックの実施義務	労働安全衛生法
20	2028.9	標準報酬月額上限額引上げ②	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額68万円→71万円に引上げ	厚生年金保険法
21	2028.10	雇用保険の適用拡大	・被保険者の加入要件を週20時間以上から週10時間以上に引き下げ	雇用保険法
22	2029.9	標準報酬月額上限額引上げ③	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額71万円→75万円に引上げ	厚生年金保険法
23	2029.10	社会保険 適用事業所拡大②	・従業員数21～35人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
24	2029.10	社会保険 個人事業所適用拡大	・非適用業種である常時5人以上の者を使用する個人事業所も社会保険の適用事業所に加える	健康保険法 厚生年金保険法
25	2032.10	社会保険 適用事業所拡大③	・従業員数11～20人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
26	2035.10	社会保険 適用事業所拡大④	・従業員数10人以下の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法